

(健 I 271)

令和 3 年 3 月 23 日

都道府県医師会

健康スポーツ医学担当理事 殿

日本医師会常任理事

羽鳥 裕

(公印省略)

運動型健康増進施設の認定等について

標記の件につきまして、厚生労働省健康局健康課長より本職宛別添のとおり連絡  
がありましたので、ご報告申し上げます。

健 健 発 0 2 0 4 第 1 号

令 和 3 年 2 月 4 日

公益社団法人 日本医師会

常任理事 羽鳥 裕 殿

厚生労働省健康局

健康課長



温泉利用型健康増進施設の認定の更新について

健康増進施設認定規程（昭和63年厚生省告示第273号）第3条第1項に基づき、同規程第2条第3号に掲げる健康増進施設（温泉利用プログラム型健康増進施設）として認定した施設で同規程第5条第1項の規定に基づく当該認定の別添の施設（宮前平源泉 湯けむりの庄）について、同規程第7条第1項の規定に基づき、認定の更新を行いましたので、御了知の上、関係機関への周知方お願いいたします。

なお、今回の認定の有効期限は令和13年3月31日となります。

認定の有効期間更新書

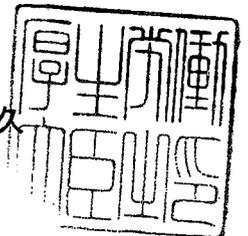
申請者 セントラル都市開発 株式会社  
代表取締役 関 浩二

健康増進施設認定規程（昭和63年厚生省告示第273号）第7条第1項に基づき、令和3年1月27日付けで申請のあった認定の有効期間の更新については、次のとおりとする。

1. 施設 の 名 称 宮前平源泉 湯けむりの庄
2. 施設 の 所 在 地 神奈川県川崎市宮前区宮前平二丁目13番地3
3. 施設 の 種 類 健康増進施設認定規程第2条第3号に規定する健康増進施設
4. 認定の有効期限 令和13年3月31日まで

令和3年2月4日

厚生労働大臣 田村 憲久





健健発0204第2号

令和3年2月4日

公益社団法人 日本医師会

常任理事 羽鳥 裕 殿

厚生労働省健康局

健康課長



### 運動型健康増進施設の認定について

健康増進施設認定規程（昭和63年厚生省告示第273号）第3条第1項に基づき、令和3年2月4日をもって別紙の施設（Nice BeaT 浜松）を認定しましたので、御了知の上、関係機関への周知方お願いいたします。

なお、今回の認定の有効期限は令和13年3月31日となります。

認 定 書

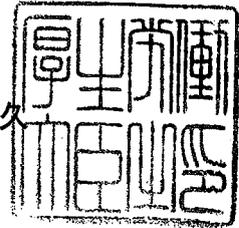
申請者 医療法人社団 明德会  
理事長 臼井 溢

令和3年1月20日付け健康増進施設認定申請について、健康増進施設認定規程  
(昭和63年厚生省告示第273号)第3条第1項に基づき、同規程第2条第1号に  
規定する健康増進施設であって同規程第4条の基準に適合するものとして認定する。

令和3年2月4日

厚生労働大臣

田村 憲久



1. 施設名称 Nice BeaT 浜松
2. 施設所在地 静岡県浜松市浜北区小松1683番地、1680番地1  
1681番地2、1682番地、1684番地、  
1685番地1
3. 施設の種類 健康増進施設認定規程第2条第1号に規定する健康増進施設
4. 認定の有効期限 令和13年3月31日

健健発0209第1号

令和3年2月9日

公益社団法人 日本医師会

常任理事 羽鳥 裕 殿

厚生労働省健康局

健康課長



運動型健康増進施設の認定の更新について

健康増進施設認定規程（昭和63年厚生省告示第273号）第3条第1項に基づき、同規程第2条第1号に掲げる健康増進施設（運動型健康増進施設）として認定した施設で同規程第5条第1項の規定に基づく当該認定の別添の施設（エル・スポーツ長浜）について、同規程第7条第1項の規定に基づき、認定の更新を行いましたので、御了知の上、関係機関への周知方お願いいたします。

なお、今回の認定の有効期限は令和12年3月31日となります。

認定の有効期間更新書

申請者 エルスポーツ 株式会社  
代表取締役 滝西 清吉

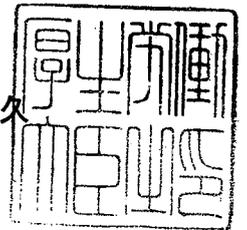
健康増進施設認定規程（昭和63年厚生省告示第273号）第7条第1項に基づき、令和3年1月20日付けで申請のあった認定の有効期間の更新については、次のとおりとする。

1. 施設 の 名 称 エル・スポーツ長浜
2. 施設 の 所 在 地 滋賀県長浜市八幡東町字柿ノ木町131番地1、  
130番地1、132番地1
3. 施設 の 種 類 健康増進施設認定規程第2条第1号に規定する健康増進施設
4. 認定の有効期限 令和12年3月31日まで

令和3年2月9日

厚生労働大臣

田村 憲久



健健発0225第1号

令和3年2月25日

公益社団法人 日本医師会

常任理事 羽鳥 裕 殿

厚生労働省健康局

健康課長



運動型健康増進施設の認定について

健康増進施設認定規程（昭和63年厚生省告示第273号）第3条第1項に基づき、令和3年2月25日をもって別紙の施設（有田市民水泳場 えみくるARIDA）を認定しましたので、御了知の上、関係機関への周知方お願いいたします。

なお、今回の認定の有効期限は令和13年3月31日となります。



厚生労働省発健0225第9号

認 定 書

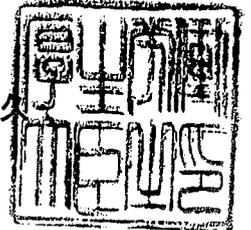
申請者 ミズノスポーツサービス 株式会社  
代表取締役 篠村 嘉将

令和3年1月27日付け健康増進施設認定申請について、健康増進施設認定規程  
(昭和63年厚生省告示第273号)第3条第1項に基づき、同規程第2条第1号に  
規定する健康増進施設であって同規程第4条の基準に適合するものとして認定する。

令和3年2月25日

厚生労働大臣

田村 憲久



1. 施設名称 有田市民水泳場 えみくるARIDA
2. 施設所在地 和歌山県有田市初島町浜1650-1番地
3. 施設の種類 健康増進施設認定規程第2条第1号に規定する健康増進施設
4. 認定の有効期限 令和13年3月31日



健健発0225第2号  
令和3年2月25日

公益社団法人 日本医師会  
常任理事 羽鳥 裕 殿

厚生労働省健康局  
健康課長



#### 指定運動療法施設の指定について

「指定運動療法施設の利用料金に係る医療費控除の取扱いについて」（平成4年7月6日付健医発第816号厚生省保健医療局長通知）により、令和3年2月25日をもって別添の施設を指定運動療法施設として指定いたしましたので、御了知の上関係機関に周知方お願いいたします。

健発0225第5号

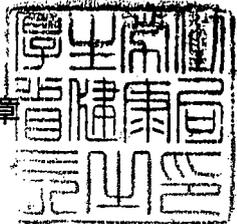
指 定 書

申請者 医療法人 順興会 上條診療所  
理事長 武本 優次

令和3年1月25日付け指定運動療法施設指定申請について「指定運動療法施設の利用料金に係る医療費控除の取扱いについて」（平成4年7月6日付け健医発第816号厚生省保健医療局長通知）に基づき指定運動療法施設として指定する。

令和3年2月25日

厚生労働省健康局長 正林 督章



1. 施設名 メディカルフィットネス La Sante Concierge
2. 施設所在地 大阪府泉大津市東助松町2丁目75番地1

健 健 発 0 3 0 8 第 1 号

令 和 3 年 3 月 8 日

公益社団法人 日本医師会

常任理事 羽鳥 裕 殿

厚生労働省健康局

健康課長



運動型健康増進施設の認定について

健康増進施設認定規程（昭和63年厚生省告示第273号）第3条第1項に基づき、令和3年3月8日をもって別紙の施設（門倉メディカルフィットネス MOVE ON）を認定しましたので、御了知の上、関係機関への周知方お願いいたします。

なお、今回の認定の有効期限は令和13年3月31日となります。

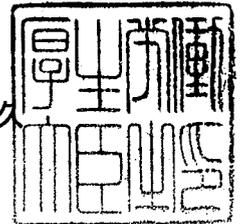
認 定 書

申請者 医療法人社団 桃和会 門倉医院  
理事長 門倉 正樹

令和3年2月3日付け健康増進施設認定申請について、健康増進施設認定規程  
(昭和63年厚生省告示第273号)第3条第1項に基づき、同規程第2条第1号に  
規定する健康増進施設であって同規程第4条の基準に適合するものとして認定する。

令和3年3月8日

厚生労働大臣 田村 憲久



1. 施設名称 門倉メディカルフィットネス MOVE ON
2. 施設所在地 千葉県野田市上花輪字香取前628番地1
3. 施設の種類 健康増進施設認定規程第2条第1号に規定する健康増進施設
4. 認定の有効期限 令和13年3月31日

健健発0311第2号

令和3年3月11日

公益社団法人 日本医師会

常任理事 羽鳥 裕 殿

厚生労働省健康局

健康課長



運動型健康増進施設の認定の更新について

健康増進施設認定規程（昭和63年厚生省告示第273号）第3条第1項に基づき、同規程第2条第1号に掲げる健康増進施設（運動型健康増進施設）として認定した施設で同規程第5条第1項の規定に基づく当該認定の別添の施設（太陽フィットネスクラブ石見）について、同規程第7条第1項の規定に基づき、認定の更新を行いましたので、御了知の上、関係機関への周知方お願いいたします。

なお、今回の認定の有効期限は令和12年3月31日となります。



厚生労働省発健0311第8号

## 認定の有効期間更新書

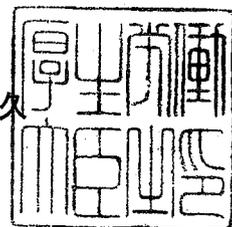
申請者 株式会社 太陽コミュニケーションズ  
代表取締役 岡 生子

健康増進施設認定規程（昭和63年厚生省告示第273号）第7条第1項に基づき、令和3年1月21日付けで申請のあった認定の有効期間の更新については、次のとおりとする。

1. 施設 の 名 称 太陽フィットネスクラブ石見
2. 施設 の 所 在 地 島根県益田市駅前町口220番地10
3. 施設 の 種 類 健康増進施設認定規程第2条第1号に規定する健康増進施設
4. 認定の有効期限 令和12年3月31日まで

令和3年3月11日

厚生労働大臣 田村 憲久





健健発0315第1号

令和3年3月15日

公益社団法人 日本医師会

常任理事 羽鳥 裕 殿

厚生労働省健康局

健康課長



### 運動型健康増進施設の認定の更新について

健康増進施設認定規程（昭和63年厚生省告示第273号）第3条第1項に基づき、同規程第2条第1号に掲げる健康増進施設（運動型健康増進施設）として認定した施設で同規程第5条第1項の規定に基づく当該認定の別添の施設（メディカルフィットネス CUORE）について、同規程第7条第1項の規定に基づき、認定の更新を行いましたので、御了知の上、関係機関への周知方お願いいたします。

なお、今回の認定の有効期限は令和13年3月31日となります。

認定の有効期間更新書

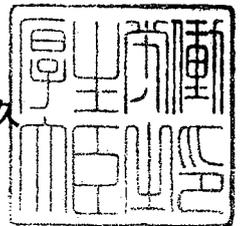
申請者 医療法人 宮仁会  
理事長 宮尾 益尚

健康増進施設認定規程（昭和63年厚生省告示第273号）第7条第1項に基づき、令和3年2月25日付けで申請のあった認定の有効期間の更新については、次のとおりとする。

1. 施設の種類 メディカルフィットネス CUORE
2. 施設の所在地 新潟県新潟市中央区湖南14番地7、14番地8、14番地9
3. 施設の種類 健康増進施設認定規程第2条第1号に規定する健康増進施設
4. 認定の有効期限 令和13年3月31日まで

令和3年3月15日

厚生労働大臣 田村 憲久



健 健 発 0 3 1 6 第 2 号

令 和 3 年 3 月 1 6 日

公益社団法人 日本医師会

常任理事 羽鳥 裕 殿

厚生労働省健康局

健康課長



運動型健康増進施設の認定について

健康増進施設認定規程（昭和63年厚生省告示第273号）第3条第1項に基づき、令和3年3月16日をもって別紙の施設（洛和メディカルスポーツ京都丸太町）を認定しましたので、御了知の上、関係機関への周知方お願いいたします。

なお、今回の認定の有効期限は令和13年3月31日となります。

認 定 書

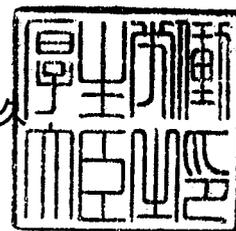
申請者 医療法人社団 洛和会  
理事長 矢野 一郎

令和3年3月10日付け健康増進施設認定申請について、健康増進施設認定規程  
(昭和63年厚生省告示第273号)第3条第1項に基づき、同規程第2条第1号に  
規定する健康増進施設であって同規程第4条の基準に適合するものとして認定する。

令和3年3月16日

厚生労働大臣

田村 憲久



1. 施設名称 洛和メディカルスポーツ京都丸太町
2. 施設所在地 京都府京都市中京区西ノ京車坂町12番地、19番地1
3. 施設の種類 健康増進施設認定規程第2条第1号に規定する健康増進施設
4. 認定の有効期限 令和13年3月31日

健 健 発 0 3 1 6 第 3 号  
令 和 3 年 3 月 1 6 日

公益社団法人 日本医師会  
常任理事 羽鳥 裕 殿

厚生労働省健康局

健康課長



### 運動型健康増進施設の認定の更新について

健康増進施設認定規程（昭和63年厚生省告示第273号）第3条第1項に基づき、同規程第2条第1号に掲げる健康増進施設（運動型健康増進施設）として認定した施設で同規程第5条第1項の規定に基づく当該認定の別添の施設（フィットネスクラブ FXA中野）について、同規程第7条第1項の規定に基づき、認定の更新を行いましたので、御了知の上、関係機関への周知方お願いいたします。

なお、今回の認定の有効期限は令和12年3月31日となります。

## 認定の有効期間更新書

申請者 株式会社 ながでんウェルネス  
代表取締役 小林 章信

健康増進施設認定規程（昭和63年厚生省告示第273号）第7条第1項に基づき、令和3年3月11日付けで申請のあった認定の有効期間の更新については、次のとおりとする。

1. 施設の種類 フィットネスクラブ FXA 中野
2. 施設の所在地 長野県中野市西1丁目1052番地1、1042番地1  
1055番地1
3. 施設の種類 健康増進施設認定規程第2条第1号に規定する健康増進施設
4. 認定の有効期限 令和12年3月31日まで

令和3年3月16日

厚生労働大臣 田村 憲久



健健発0316第5号  
令和3年3月16日

公益社団法人 日本医師会  
常任理事 羽鳥 裕 殿

厚生労働省健康局  
健康課長



指定運動療法施設の指定について

「指定運動療法施設の利用料金に係る医療費控除の取扱いについて」（平成4年7月6日付健医発第816号厚生省保健医療局長通知）により、令和3年3月16日をもって別添の施設を指定運動療法施設として指定いたしましたので、御了知の上関係機関に周知方お願いいたします。

健発0316第6号

指 定 書

申請者 株式会社 倉敷レイスports  
代表取締役 矢野 恒一

令和3年3月4日付け指定運動療法施設指定申請について「指定運動療法施設の利用料金に係る医療費控除の取扱いについて」（平成4年7月6日付け健医発第816号厚生省保健医療局長通知）に基づき指定運動療法施設として指定する。

令和3年3月16日

厚生労働省健康局長 正林 督



1. 施設名 レイスportsクラブ倉敷
2. 施設所在地 岡山県倉敷市笹沖字山後東1171番地6、1171番地8



健健発0316第4号  
令和3年3月16日

公益社団法人 日本医師会  
常任理事 羽鳥 裕 殿

厚生労働省健康局  
健康課長



### 指定運動療法施設の指定について

「指定運動療法施設の利用料金に係る医療費控除の取扱いについて」（平成4年7月6日付健医発第816号厚生省保健医療局長通知）により、令和3年3月16日をもって別添の施設を指定運動療法施設として指定いたしましたので、御了知の上関係機関に周知方お願いいたします。

健発0316第4号

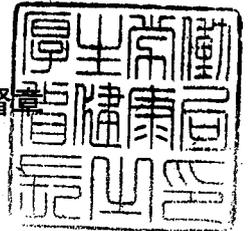
## 指 定 書

申請者 株式会社 山陽レイスポーツ  
代表取締役 矢野 恒一

令和3年3月4日付け指定運動療法施設指定申請について「指定運動療法施設の利用料金に係る医療費控除の取扱いについて」（平成4年7月6日付け健医発第816号厚生省保健医療局長通知）に基づき指定運動療法施設として指定する。

令和3年3月16日

厚生労働省健康局長 正林 督



1. 施設名 レイスポーツクラブ北長瀬
2. 施設所在地 岡山県岡山市北区北長瀬表町2丁目444番地13、  
17番地101、17番地102、444番地14

健健発0316第7号

令和3年3月16日

公益社団法人 日本医師会

常任理事 羽鳥 裕 殿

厚生労働省健康局

健康課長



運動型健康増進施設の認定の更新について

健康増進施設認定規程（昭和63年厚生省告示第273号）第3条第1項に基づき、同規程第2条第1号に掲げる健康増進施設（運動型健康増進施設）として認定した施設で同規程第5条第1項の規定に基づく当該認定の別添の施設（神戸アドベンチスト病院 三育センター）について、同規程第7条第1項の規定に基づき、認定の更新を行いましたので、御了知の上、関係機関への周知方お願いいたします。

なお、今回の認定の有効期限は令和13年3月31日となります。



厚生労働省発健0316第15号

## 認定の有効期間更新書

申請者 セブンスデー・アドベンチスト教団  
代表役員 島田 真澄

健康増進施設認定規程（昭和63年厚生省告示第273号）第7条第1項に基づき、令和3年3月4日付けで申請のあった認定の有効期間の更新については、次のとおりとする。

1. 施設 の 名 称 神戸アドベンチスト病院 三育センター
2. 施設 の 所 在 地 兵庫県神戸市北区有野台八丁目4番地1
3. 施設 の 種 類 健康増進施設認定規程第2条第1号に規定する健康増進施設
4. 認定の有効期限 令和13年3月31日まで

令和3年3月16日

厚生労働大臣

田村 憲久

